

# 市川市剣道連盟規約

## 第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、市川市剣道連盟（以下「本連盟」という）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟事務所は市川市北方町4丁目1862丸喜荘203号室に置く。

(組織)

第3条 本連盟は、市川市内及び近隣に居住又は職場を有し、剣道に志ある者（正会員・準会員）及び加盟団体、父母会会員と剣道練達者並びに功労者で本連盟の推薦する者（推薦会員）、剣道に理解を有し、篤志をもって本連盟事業に協力する者（篤志会員）をもって組織する。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第4条 本連盟は、市川市民特に青少年に剣道を普及奨励し、健全なる心身の錬成に資するとともに会員相互の親睦融和を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事項を行う。

- (1) 剣道の稽古指導ならびに関連団体との連絡及び協力
- (2) 幼少年会員及び加盟団体指導者の育成と相互の連絡
- (3) 剣道大会等の開催ならびに選手の派遣
- (4) 講話及び講習会等の開催
- (5) 稽古場の斡旋
- (6) 参段以下の段級審査、各段位の受審申請並びに称号の推薦
- (7) 指導員、審判員及び講師の派遣
- (8) 功労者の表彰ならびに関係団体への推薦
- (9) (一財)千葉県剣道連盟及び市川市体育協会への加盟
- (10) その他本連盟の目的達成に必要と認める事項

## 第三章 会員

(会員)

第6条 第3条に定める事項に該当する個人及び団体は、本連盟の会員になることができる。

- (1) 正会員は第10条各号に規定する権利及び義務を有するものとする。

(2) 準会員は第10条(3)及び(4)以外の権利、義務を有するものとする。

(3) 推薦会員及び篤志会員は第10条(5)以外の権利を有するものとする。

(会費)

第7条 会員は別表に定める会費を納入しなければならない。

(入会及び退会)

第8条 本連盟に加入する者は、所定の用紙に必要事項を記入の上、別表に定める入会金を添えて申込み、退会の場合は理由を明らかにして会長に届ける。

(1) 会員は本規約第二章の目的に賛同しうる者。

(2) 会員は会員名簿を作成し、会費を添えて申込むものとする。

(3) 中高生の会費については別に定める。

(除名)

第9条 本連盟の会員であつて、本連盟の目的に反した行為があつた場合は、評議員会の議決に基づき会長は、除名することができる。

(権利及び義務)

第10条 本連盟の会員は、次の権利義務を有するものとする。

(1) 剣道の稽古指導を受けることができる。

(2) 本連盟主催の大会、講習会その他に参加できる。

(3) 称号・段級位の審査を申請することができる。

(4) 規約に基づいて役員の選挙権及び被選挙権をもつことができる。

(5) 会費はその年度の6月までに納入するものとし、会費を3年以上滞納し本連盟よりの督促にも拘わらず理由なくして納入なき場合は会員の資格を失うものとする。

ア、正・準会員、幼少年会員の会費は別表によるものとする。

なお、準会員の詳細については別途内規で定める。

イ、実状に応じて会費の減額、又は免除することができる。

ウ、80歳以上の正会員は会費を免除する。

エ、休会する会員は、本連盟又は所属する団体に申し出ることにより3年間に限り会費を免除する。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会した会員が既に納入した会費及び抛出金品は返還しないものとする。

#### 第四章 会議

(機関)

第12条 本連盟に次の機関を置く。

(1) 評議員会

## (2) 理事会及び常任理事会

### (評議員会)

第13条 評議員会は、本連盟の最高議決機関であって会長、副会長、評議員をもって構成し、会長が議長となる。但し、評議員は委任状により代理出席できるものとする。

### (評議員会の権能)

第14条 評議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 予算及び決算
- (3) 事業計画及び事業報告
- (4) 役員を選出
- (5) 関連団体への加入及び脱会
- (6) その他重要事項

### (評議員会の招集)

第15条 評議員会は、毎年1回会長が招集し、臨時評議員会は会長が必要と認めた場合及び評議員の3分の1以上の要請があった場合、会長はこれを招集する。

### (評議員会の通知)

第16条 評議員会を開催しようとする場合は、付議しようとする事項を明示して開催日の10日前までに通知しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。

### (理事会)

第17条 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が議長となる。理事会の通知にあつては前条を準用する。

### (理事会の役割)

第18条 理事会は、評議員会の議決に基づき会務の企画立案について審議し、その実施にあたるとともに緊急事項の議決にあたる。但し緊急事項の議決を行った場合は次の評議員会の承認を得なければならない。常任理事会は、会長が招集し、理事会から委任された事項を審議し、執行する。

### (評議員会・理事会の成立)

第19条 評議員会、理事会は構成員の半数以上の出席により成立する。

### (評議員会・理事会の議決)

第20条 評議員会、理事会の議事は、出席構成員の過半数の同意によって決定し、可否同数の場合は議長の決定するところによる。

### (議事録)

第21条 すべての会議には、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名し、これを保存する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事・評議員の現在数
- (3) 会議に出席した理事・評議員の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

## 第五章 役員

(役員)

第22条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 2名
- (5) 常任理事 10名以内
- (6) 理 事 各支部代表
- (7) 評 議 員 各支部代表
- (8) 監 事 2名

(役員を選出)

第23条 本連盟役員を選出は次のとおりとする。なお、任期は2年とし再任を妨げない。

- (1) 会長、副会長は評議員会において選任する。
- (2) 理事長及び副理事長は常任理事の互選による。
- (3) 常任理事は理事の互選による。
- (4) 理事は評議員会において選任する。  
(但し、その数の3分の1を超えない限度において会長は有識者及び組織代表者を理事として選任することができる。)
- (5) 評議員は、各加盟団体から2名以内を選任することを原則とする。
- (6) 監事は、評議員会において選任し、他の役員の重任を認めない。
- (7) 役員の在任は75歳までとする。但し、評議員会の議決をもって延長することができる。
- (8) 役員がその任期中に退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了後も次の役員が就任するまで、その任務を遂行しなければならない。
- (9) 役員のうち会長、副会長、理事長、副理事長、理事、監事は評議員を兼ねることはできない。
- (10) 他団体への派遣役員は、理事の中から選任する。但し、理事の就任が困難な場合は、会員から選任することができる。

(役員の解任)

第24条 本連盟の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため任務遂行に耐えないと認めたとき。
- (2) 本規約に違反し、あるいは本連盟の体面を汚す行為があると認めたとき。

(役員 の 職務)

第25条 本連盟の役員 の 職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、これを統裁する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
- (3) 理事長は、理事を代表し、会務の実施にあたる。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐する。
- (5) 理事は、理事会を組織し、会務を議決し執行する。
- (6) 常任理事は、事業の企画、執行、会計その他の会務を分担実施にあたる。
- (7) 監事は、本連盟事業の執行、会計その他の会務を監査する。

(名誉会長、相談役、顧問及び参与)

第26条 本連盟に名誉会長、相談役、顧問及び参与を置くことができる。

- (1) 名誉会長、相談役、顧問及び参与は理事会に諮り会長が委嘱する。

## 第六章 専門委員会

(専門委員会)

第27条 本連盟の目的と事業の達成と円滑な運営を図るために、専門委員会を設けることができる。

- (1) 専門委員会の名称、目的、事業等は別に定める。
- (2) 専門委員会の委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

## 第七章 資産及び会計

(資産の管理)

第28条 本連盟の資産は会長が管理し、その方法は役員会の決議により定める。この資産は、これを処分または担保に供することはできない。但し、やむを得ない理由があるときは、役員会の決議を得て、これを処分または担保に供することができる。

(経費)

第29条 本連盟の運営に関する経費は、入会金、会費、段級審査料、登録料、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度等)

第30条 本連盟の会計年度及び事業年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(予算及び決算)

第31条 本連盟の予算及び決算は、監事の監査を経て評議員会に報告し、承認を得なければならない。

## 第八章 規約の改正

(規約の改正)

第32条 本連盟の規約を改正する場合は、理事会の議決を経て評議員会の3分の2以上の承認を得なければならない。

## 第九章 段級及び称号

(段級及び称号の授与)

第33条 本連盟会員の段級及び称号は、(一財)全日本剣道連盟、(一財)千葉県剣道連盟ならびに本連盟主催の審査会において合格のうえ授与される。

## 第十章 雑則

(事務局)

第34条 本連盟の事務を処理するため事務局を置く。事務局には、事務局長1名、事務局員若干名を置き、事務局長は理事の中から理事会で選出し、会長が任命する。

(書類及び帳簿の備え付け等)

第35条 本連盟に次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 連盟規約
- (2) 会員名簿
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

## 第十一章 補則

第36条 この規約の施行上必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

(付則)

本規約は、昭和28年10月から施行する。

改正 昭和48年4月

改正 昭和50年4月

改正 昭和54年4月

改正 平成12年4月

改正 平成13年4月

改正 平成16年4月

改正 平成20年4月 1日

改正 平成21年4月29日

改正 平成28年4月29日

<別表>入会金及び会費

1 一般会員（高校卒業相当年齢以上）

区分	入会金	会費（年額）
正会員	1,000円	6,000円
準会員	1,000円	3,000円

2 幼少年会員（小学生以上高校生以下）

区分	入会金	会費（年額）
幼少年会員	1,000円	2,000円

3 正会員・幼少年会員

前期（4月から9月迄）に入会する者は、入会金のほか、年会費を納入し、後期（10月から翌年3月迄）に入会する者は、年会費の半額を各々納入するものとする。

4 市内に在学、在住の中学・高校生

初回の段級位審査時に入会金（以前より会員であった者を除く）を納入することにより入会とし、年会費は免除する。

5 市外在住の中学・高校生

初回の段級位審査時に入会金（以前より会員であった者を除く）を納入することにより入会とするが、年会費は納入するものとする。

6 会費納入について疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。